



平成29年 6月19日

大阪大学箕面地区教職員組合

執行委員長 松本健二 殿

国立大学法人大阪大学

総務部長 下敷領



回答（平成29年6月8日付け申入れに対する回答）

標記文書による申入れについて、以下のとおり回答いたします。

1. 年俸制について

本学では、平成27年4月1日より、国内外の大学・研究機関との人的交流の活性化等を図る目的で、いわゆる承継教員に年俸制の適用範囲を広げる（本人の意向を踏まえ、適用の可否を決定する）こととするとともに、新規採用となる助教には原則として年俸制を適用することといたしました（本学採用以前他機関における在職期間が本学の退職手当算定上の勤続期間として通算可能な場合には、本人の意向を踏まえ月給制を適用することも可能としております。）。

当該年俸制における「教職員基本年俸表（一）」の設定に際しては、月給制が適用される教員（以下「月給制教員」という。）に支給される給与等の支給水準及び退職手当相当額との均衡等を総合的に勘案しており、新たに年俸制が適用される教員（以下「年俸制教員」という。）に対し、「生活設計への不安や仕事へのモチベーション喪失を招くなど重大な影響を与える」との懸念には及ばないものと考えております。

他方、年俸制教員であっても講師・准教授等に昇任する場合には、希望により月給制教員となることも可能とすべきとの意見もあることから、去る平成27年1月20日に開催いたしました「月給制から年俸制への移行に関する説明会」の質疑応答におきまして、新規採用者については、給与制度全般における均衡等を考慮しつつ、昇任時等において年俸制から月給制への移行を可能とするよう検討していく予定であることをお知らせしており、その旨同年1月27日付け総務企画部人事課長通知「『月給制から年俸制への移行に関する説明会』

に係る質疑応答について（事務連絡）」においても記載しているところです。

なお、制度の見直しについては、これまでの実績等を踏まえて検証を行った上で判断する必要がある旨お含み置き願います。

2. 育児休業中の兼業従事について

本学における育児休業については、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の趣旨も踏まえ、「子を養育する」ために休業を取得することができることとしております。これは、あくまでも「子を養育する」という目的を理由に就業することができないという前提の下、教職員就業規則第26条に規定する「職務専念義務」を一定期間免除しているものであり、他の機関等での就業（兼業）を認めることを想定しているものではありません。

大学の考えは以上のとおりですので、ご理解をたまわりますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

以 上